令和2年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和2年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

(1) 空間構成 ①建築物の配置計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、 ④建築物の立体構成等 (2) 建築計画 ①自然光の取入れ方や自然換気の工夫、②要求室の機能性等、 ③図面、計画の要点等の表現・伝達 (3) 構造計画 ①耐震性を考慮して計画した建築物の構造種別・耐震計算ルート等、 ②車寄せ上部(屋根、庇等)の構造の計画、 ③地盤条件を踏まえた基礎構造の計画 (4) 設備計画 ①高齢者介護施設としての空調計画 採点の ②インフルエンザやノロウイルスへの対策 ポイント ※ 設計条件及び要求図書に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないも の」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等) ④建築面積が 1,468.8 ㎡を超えているもの ⑤床面積の合計が 2,400 ㎡以上、3,000 ㎡以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 個室、共同生活室、宿泊室、デイルーム、多機能便所、浴室、スタッフルーム、 訪問介護スタッフルーム、エントランスホール、事務室、面会ラウンジ、地域交流スペース、 調理室、会議室、医務室、相談室、職員休憩室、消火ポンプ室、受水槽室、PS・DS・EPS、 寝台用エレベーター、人荷用エレベーター、車椅子使用者用駐車場、車寄せ ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの ○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランク I:「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ:「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ:「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクIV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本 的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 採点結果の ○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 区分 ランク I:34.4%、ランク II:5.6%、ランク III:24.3%、ランク IV:35.7%(成績) ○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる ことができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合:「各ユニットのゾーニング等が不適切」、「要求し ている室の欠落」、「要求している主要な室等の床面積の不適合」等 ・法令への重大な不適合:「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設 置」、「道路高さ制限」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等 採点結果における「ランクI」を合格とする。 合格基準

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。